

【平成24年度社会福祉法人戸田市社会福祉事業団事業計画】

本部事務局

(1) 指定管理者制度への対応

指定管理者の4年目をPDCAサイクルの改善及び見直しの年度として、前年度に抽出した問題点を改善することで5年間の指定管理期間の総括に繋げる。

(2) 運営体制

以下3点を重点事項として、事業を運営させることとする。

- ① 健康福祉の杜が戸田市における一層の福祉重要拠点となるように、健康福祉の杜第2期整備事業の達成に貢献する。
- ② 課題の抽出と分析を行い、情勢に迅速に対応することで、常に改善姿勢が見える施設づくりを推進する。
- ③ 情報や実績の把握及び共有、分析能力を高め、施設運営に反映させることにより安定した運営に取り組む。

(3) 人事管理

- ① 法人理念の徹底を図り、職員の資質向上に取り組む。
- ② 正規職員、非正規職員の業務分担、待遇等の研究を進め、効率的な人事管理を図る。
- ③ 公平公正な人事考課により、職員の勤労意欲向上を図る。

(4) 人材育成

- ① 目標管理制度を有効に活用し、法人運営に沿った人材の育成を図ることで、安定経営に反映させる。

(5) 財務管理

- ① 指定管理者として、予算の適正執行に努める。
- ② 透明性のある経営を図る。

(1) 説明と同意に基づくサービス提供

入居者様個々人について解決すべき課題を正確に把握（アセスメント）し、親切丁寧な説明で入居者様の意思及び人格を尊重し、納得同意の上で、その方の個々人の自立を目指した介護計画に基づく適切なサービスの提供を行う。

(2) 個別ケアへの取り組み

- ① 入居者様個々人の希望や課題を正確に把握し記録に残した上で、適切なサービス計画を立案・モニタリング（評価）し、各職種が協働して実行することで入居者様の細やかなニーズに対応できるような個別ケアを目指す。
- ② 家族会の活性化や施設だよりを活用し、施設と家族が良好な信頼関係のもとで協力し合える環境を整備する。

(3) 介護技術の高レベルでの標準化

重度化に対応していくため、嘱託医、医療機関、地域やご家族様との緊密な連携の下、入居者様の尊厳を尊重した責任ある介護に取組み、職員一人ひとりが同じレベルの対応ができるように共通認識の上でスキルアップを目指す。

(4) 食事サービスの向上

- ① 個人の状況に沿った様々な食事形態に応じて、おいしく楽しい食事を提供できるよう創意工夫する。
- ② 選択食、バイキング、行事食、ソフト食等入居者様のニーズに柔軟に対応できるように図る。
- ③ 情報収集に努め、新しい提案を常に取り入れられる連携体制を強化する。

(5) 健康管理への取り組み

- ① 部署間の連携を強化し、介護、看護、栄養、機能訓練等の視点から多角的に健康管理を行う。
- ② 施設内の衛生管理及び安全確保に努め、入居者様の権利である安心な生活を確保する。

(6) 安全確保への取り組み

事故を予防するため、事故要因の具体的分析に努めるとともに研修内容を充実させ、事故のない施設を目指す。

(7) 迅速な対応

増加する待機者に対応するため、他部署及び他事業所と連携をとり、迅速な入所が行えるよう体制を整え、空床期間の短縮に努める。

(1) 説明と同意に基づくサービス提供

利用者様個人の課題を把握し、親切丁寧な説明で利用者様の納得同意の上で、個人の課題に添ったサービスを提供する。また、施設だよりやブログ等を活用し、家族との良好な信頼関係のもとで協力し合える環境を整備する。

(2) 個別ケアへの取り組み

利用者様個々の希望や課題を正確に把握し記録した上で、適切なサービス計画を立案・評価し、各職種が協働して実行することで利用者様の細やかなニーズに対応できるような個別ケアを目指す。

(3) 家族との信頼関係の構築

在宅サービスはご家族様にとっても心身にゆとりの持てる時間を提供するという側面もあることから、ご家族様が安心して利用者様を送り出せるよう、ご家族様に対しても常日頃から積極的なコミュニケーションをとり、事業所と利用者様とそこにご家族様の良好な信頼関係を築き、お互いに協力し合える環境を作る。

(4) 食事サービスの向上

- ① 個人の状況に沿った様々な食事形態に応じて、おいしく楽しい食事を提供できるよう創意工夫する。
- ② バイキング、行事食、ソフト食等利用者様のニーズに柔軟に対応できるように図る。
- ③ 情報収集に努め、新しい提案を常に取り入れられる連携体制を強化する。

(5) 安全確保への取り組み

事故を予防するため、事故要因の分析に努めるとともにリスクマネジメントなどの研修内容を充実させ、事故のない施設を目指す。

(6) ニーズへの迅速な取り組み

新規利用希望者に対し、連絡調整、実態調査、体験利用、契約締結、サービス開始等の対応を迅速化するとともに、利用者様、ご家族様、関係各機関との連携を強化し、新しいニーズを発掘しすみやかに対応することにより、利用率の向上を目指す。

(7) 行事、イベントの活性化

継続して利用していただくため、行事や、おやつ作り、フロア装飾など、四季折々を感じられるような工夫をし、何度でも利用したくなる施設を目指す。

通所介護

(1) 総合的な通所サービスの提供

利用者様個々人のニーズ等を踏まえ明確な目標設定をした上で「機能訓練・運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等のサービスを総合的に提供し、自分らしい生活への支援を図る。

<一般型>

- ① 利用者様個々の状態とニーズを把握し、所持する設備（マシン等）を活かして残存機能を維持できるようなケアを提供する。
- ② 年間の行事や活動内容が画一的にならないように創意工夫する。
- ③ 自宅でのこもりきを防ぐため、社会交流の場としての環境作りに取り組み、地域の方々と交流できる機会を作る。

<認知症対応型>

- ① 認知症に特化したケアの専門性を活かして、利用者様個々の状態とニーズを把握し、適切なサービスを提供する。
- ② 温かく家庭的な雰囲気を作り、利用者様がゆつくりと安心して過ごせる環境を作る。
- ③ 地域の方々と交流できる機会を作る。

(2) 家族との信頼関係の構築

在宅サービスはご家族様にとっても心身にゆとりの持てる時間を提供する側面もあることから、安心して利用者様を送り出せるよう、ご家族様に対しても積極的にコミュニケーションをとり、事業所と利用者様とご家族様の良好な信頼関係を築き、お互いに協力し合える環境を作る。

(3) ニーズへの迅速な取り組み

新規利用希望者に対し、連絡調整、実態調査、体験利用、契約締結、サービス開始等の対応を迅速化するとともに、利用者様、ご家族様、関係各機関との連携を強化し、新しいニーズを発掘し迅速に対応することにより、利用率の向上を目指す。また、それぞれの事業所の特色を活かし、情報を共有することにより柔軟な利用受入体制を築き、市民にとって身近なデイサービスとする。

(4) 個別ケアへの取り組み

口腔機能の向上の為、看護師、介護職員等、他職種と連携を図り、アセスメント、プラン作成する。適切な指導、ケアを提供する。

(5) 食事サービスの向上

- ① 個人の状況に沿った様々な食事形態に応じて、おいしく楽しい食事を提供できるよう創意工夫する。
- ② 選択食、バイキング、行事食、ソフト食等利用者様のニーズに柔軟に対応できるように図る。
- ③ 情報収集に努め、新しい提案を常に取り入れられる連携体制を強化する。

居宅介護支援

(1) ケアマネジメントの実施

利用者様が自立した日常生活を送るための支援に資するサービスを総合的、計画的に利用できるよう、常に利用者様の立場に立ち、解決すべき課題の正確な情報収集、把握、計画、実施を公平中立に行う。また関連機関等との調整に努め、精度の高い情報交換による連携を強化する。

(2) 地域への貢献

地域の高齢者または家族等からの在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、地域包括支援センターとの連携の下に地域高齢者の実態把握を行い、高齢者が当該地域において安心した生活を送れるように支援する。

(3) PR 活動の展開

健康福祉の杜を地域福祉サービスの拠点と位置付け、介護教室等のイベントの中心的役割を担うことで、積極的に介護に関する専門家による相談窓口としての機能をアピールし、地域社会との融合を図る。

(4) 地域包括支援センターとの連携

当該地域が抱える高齢化、重度化への不安の軽減に努め、高齢者の生活を継続的に支援できるよう地域包括支援センターとの連携を密に行い、事業団の運営する事業所として地域に根ざしたサービスを提供する。

(5) 特定事業所としての役割

質の高いサービスを提供できるよう定期的な事例検討・研修を行い、ケアマネジメント技術の向上に努め、特定事業所として担うべき困難事例や特殊な相談業務等の援助を積極的に行う。

地域包括支援センター

(1) 総合相談・支援の機能

- ① 高齢者やその家族、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、適切なサービス・制度に関する情報の提供や関係機関への紹介等を行う。
- ② 専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問や関係者からの情報収集を行い、保健・福祉・医療サービスをはじめとする適切なサービスにつなぐとともにその後の情報収集を行い効果の有無を確認する。
- ③ 各種の保健福祉サービス、及び介護保険サービスの存在や利用方法に関する情報提供及び各種申請の受付を行う。

(2) 権利擁護の機能

- ① 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者に対する虐待防止・早期発見、把握に努め、緊急の場合など必要に応じて、他機関と連携し高齢者を守るための支援を行う。
- ② 成年後見制度の周知と啓発を行い、利用が必要な場合は申し立てなどについて支援を行う。
- ③ 消費者被害の防止など、さまざまな権利に関する問題に対応し、権利を守ることを目的とするサービスの情報提供をする。

(3) 介護予防ケアマネジメントの機能

- ① 高齢者が生活機能低下により「要支援」「要介護」とならないよう、生活機能の維持・改善を目標に二次予防対象者の状態を把握し、相談・支援及び状況に応じ介護予防・支援計画を作成、評価を行う。
- ② 要支援1・2と認定された方の心身の状態の維持・改善を目指し、介護予防・支援計画の作成、サービス調整、評価を行う。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメントの機能

- ① 高齢者が適切なサービスを継続して利用できるようするため、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるように支援や相談を行う。医療機関含め、関係機関との連携に努め、地域におけるさまざまな問題に対応することができる地域づくりに取り組んでいく。
- ② 要介護高齢者やその家族に重篤的に問題が存在している場合や、要介護高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例について連携して対応を検討する。
- ③ 地域資源の発掘、育成、PRをすることにより、介護サービスの枠に捉われない柔軟なサービスの提供を目指すとともに、各機関や地域住民に働きかけ、地域における介護予防の取り組みの普及啓発を行う。(閉じこもり予防、認知症の理解を目的とした普及啓発のための出前講座・認知症サポーター養成講座)